

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表五件

福島県監査委員

監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成28年 2月12日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

- 1 監査実施期間 平成27年10月27日～平成28年1月22日
- 2 監査対象機関 公所36か所
- 3 監査の結果

監査は、東京事務所ほか24機関については平成26会計年度の財務に関する事務、二本松工業高等学校ほか10機関については平成26会計年度及び平成27会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
東京事務所	平成27年11月6日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年10月2日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
中央児童相談所	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年11月27日

県中児童相談所	平成28年 1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年11月10日
会津児童相談所	平成27年11月10日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年10月6日
浜児童相談所	平成28年 1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年10月14日
総合療育センター	平成28年 1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年10月21日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
テクノアカデミー会津	平成27年10月28日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年 9月 8日
テクノアカデミー浜	平成27年11月11日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年10月 8日
ハイテクプラザ	平成27年11月 5日	美馬武千代		実地監査	平成27年 9月16日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
林業研究センター	平成28年 1月19日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成27年11月27日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北流域下水道建設事務所	平成28年 1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年11月17日
県中流域下水道建設事務所	平成28年 1月19日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成27年11月20日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
南会津教育事務所	平成27年10月28日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年 9月10日
相双教育事務所	平成28年 1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年10月27日
教育センター	平成27年10月27日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年 9月15日

美術館	平成27年10月27日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年 9月15日
博物館	平成27年11月10日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年10月 7日
福島明成高等学校	平成28年 1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年11月10日
福島工業高等学校	平成28年 1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年10月23日
二本松工業高等学校	平成28年 1月19日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成27年12月15日
あさか開成高等学校	平成28年 1月 7日	宮下 雅志	尾形 克彦	実地監査	平成27年12月 1日
須賀川高等学校	平成28年 1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年12月 4日
須賀川桐陽高等学校	平成28年 1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年12月 8日
長沼高等学校	平成28年 1月 8日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成27年12月 4日
岩瀬農業高等学校	平成28年 1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年10月16日
白河高等学校	平成28年 1月 8日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成27年12月 2日
白河実業高等学校	平成27年11月 5日	美馬武千代		実地監査	平成27年 9月15日
葵高等学校	平成28年 1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年12月 3日
会津工業高等学校	平成28年 1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年10月 6日
喜多方桐桜高等学校	平成28年 1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年11月 6日
いわき海星高等学校	平成28年 1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年10月 7日
勿来工業高等学校	平成28年 1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年10月21日
郡山萌世高等学校	平成28年 1月 7日	宮下 雅志	尾形 克彦	実地監査	平成27年12月 1日
あぶくま養護学校	平成28年 1月 7日	宮下 雅志	尾形 克彦	実地監査	平成27年12月 1日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

・行政財産使用料及び行政財産使用に伴う管理経費の調定に1か月以上遅延しているものがある。
(会津工業高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
猪苗代警察署	平成28年1月22日	柳 沼 純 子	美馬武千代	書面監査	平成27年12月9日
南会津警察署	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年12月2日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
(監査総務課)

監査公表第2号

平成27年9月18日監査公表第16号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年2月12日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 27財第1514号
 平成27年10月15日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭 様
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成27年9月3日付け27福監第147号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。
(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 相双建設事務所
- 監査対象年度 平成26年度
- 監査実施年月日 平成27年8月20日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 建物貸付料の調定期が著しく遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 甲株式会社の年間建物貸付料278,177円について、平成26年4月1日付けで調定すべきところ平成27年3月30日に調定している。さらに、平成27年度分貸付料278,177円についても、職員調査日現在調定がなされていない。</p> <p>「是正・改善等の意見」 歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行うこと。</p>	<p>平成27年度分年間貸付料については、平成27年7月3日に収入調定を行い、平成27年7月17日に収納しました。</p> <p>今後は、調定遅延防止のため、組織内の情報の共有化と複数職員によるチェックを徹底し、関係規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>

- 2 監査対象機関 福島空港事務所
- 監査対象年度 平成26年度
- 監査実施年月日 平成27年7月9日

指 摘 事 項	措 置 状 況
---------	---------

<p>「指摘事項」 内部牽制が不完全であり、債権管理回収に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 株式会社甲の福島空港敷地使用に伴う年間使用料1件1,353,150円について、組織としてのチェック体制が機能せず、収入未済となっていることを把握しないまま、督促など必要な措置を講じなかったため、納入は遅延し、平成26年10月10日となった。</p> <p>「是正・改善等の意見」 事務の執行に当たっては、関係規程に基づき適正に事務処理を行うとともに、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を確立すること。</p>	<p>事務の執行においては、今後、財務会計システムによる収入未済を管理職が自ら確認するなど事務の執行管理が的確に行われるよう、主担当、副担当等複数職員による内部チェック機能確立することとし、関係規程に基づき適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>
--	--

(監査総務課)

監査公表第3号

平成27年9月18日監査公表第17号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年2月12日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 27病第621号
 平成27年10月30日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一 様

定期監査結果に関する措置状況について（通知）

平成27年9月3日付け27福監第148号で報告のあった県立病院事業に関する定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により措置状況を別紙のとおり通知します。

(別紙)

定期監査結果に関する措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>宮下病院</p> <p>「指摘事項」 病院の防火体制に係る関係機関への届出事務について不適切なものがある。</p> <p>「事実」 関係機関に届出が必要とされる防火管理者選任（解任）及び消防計画作成（変更）について、関係機関などからの指導があったにも関わらず事務手続がなされていない。</p>	<p>未届出であった防火管理者の選任（解任）届出、消防計画の変更届出については、速やかに作成し、平成27年8月28日付けで関係機関に届出を行いました。</p> <p>今後は、防火体制に係る関係機関への届出事務について、関係法規に基づき適切な事務処理</p>

<p>「是正・改善等の意見」 防火体制に係る関係機関への届出については、関係法規に基づき速やかに事務手続を行うこと。</p>	<p>が行われるよう職員への周知を図るとともにチェックを徹底し、確実な事務の執行に努めてまいります。</p>
<p>南会津病院</p> <p>「指摘事項」 単身赴任手当の支給に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 平成26年4月1日付け新規採用された職員Aに対して、単身赴任手当の支給対象外職員であるにも関わらず、当該手当を平成26年5月から平成27年3月までの11か月間、総額319,000円を誤謬支給している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 職員手当支給の認定に当たっては、制度の趣旨並びに関係条例、規則及び運用基準を正しく理解し、誤謬が生じないように内部チェック体制を確立し、適正に処理すること。</p>	<p>平成27年6月18日に、当該指摘内容について、受給者に事情説明を行いました。誤謬支給額が大きいため、返納の方法等について職員と調整を行っています。</p> <p>今後は、かかることのないよう、手当の認定にかかる基準等を正しく理解するとともに、チェック体制を見直し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、定期的な手当の確認を行い、適正な手当支給の管理に努めてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第4号

平成27年11月10日監査公表第18号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年2月12日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 27財第2048号
 平成27年12月21日

福島県監査委員 美 馬 武千代 様
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成27年10月27日付け27福監第178号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 文書管財総室
 監査対象年度 平成26年度
 監査実施年月日 平成27年9月9日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 歳入の調定期限に3か月以上遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 職員公舎敷地を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで貸し付けるに当た</p>	<p>関係規程に基づき適正な時期に調定を行うよう歳入のチェックリストを作成することとし、併せて同リストにより課内で調定の状況を確認するようチェック体制を構築しました。</p>

り、その貸付料801,983円の調定を平成27年3月11日に行っている。

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に調定を行うとともに、調定時期の遅延を防止するチェック体制を構築すること。

「指摘事項」

私立学校等に対する高等学校等就学支援金の事務手続について、著しく適切でないものがある。

「事実」

平成26年度の高等学校等就学支援金の事務手続において、交付申請の精査等の確認不足により、認定申請等に対する通知漏れ1,438件及び支給誤り14件（過払7件398,340円、未払7件381,954円）が生じている。

「是正・改善等の意見」

高等学校等就学支援金の事務手続に当たっては、チェック体制の強化を図るとともに、関係規程に基づき適正に執行すること。

1 通知漏れへの対応

認定申請等に対する通知漏れについては、各学校を通じて対象生徒に対し通知しました。

2 支給誤りへの対応

通知漏れ等による支給誤りについては、各学校等に対して正当支給額を通知しました。

支給誤りに係る追加支給等については、関係機関と調整が整い次第支給等を行う予定です。

3 再発防止策

高等学校等就学支援金の事務処理については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律、同法施行規則等の関係規程を遵守するとともに、担当者及び担当者以外の職員による複数回の審査・確認に加え、管理職による確認を徹底することとしました。

今後は、チェック体制を強化し、通知漏れや支給誤りがないよう再発防止に努めてまいります。

- 2 監査対象機関 生活環境総室
 監査対象年度 平成26年度
 監査実施年月日 平成27年9月8日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 歳入予算科目に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 環境創造センター三春町施設用地使用料について、歳入科目に誤りがある。</p> <p>(正) (款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 行政財産使用料 (節) 土地使用料</p> <p>(誤) (款) 財産収入 (項) 財産運用収入 (目) 財産貸付収入 (節) 土地貸付料</p> <p>「是正・改善等の意見」 歳入の受入れに当たっては、歳入科目を確認の上、適正な事務処理に努めるこ</p>	<p>歳入受入れに係る歳入科目誤りの再発防止を図るため、次の取組を実施することとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入事務に当たっては、公有財産関係の担当者も財産関係の収入調書の歳入科目をチェックすることとし、科目の誤りがないか確認する。 ・出納整理期間において、収入調書と月次管理資料等との突合を行い、歳入科目等の再確認を行う。

と。

- 3 監査対象機関 自立支援総室
 監査対象年度 平成26年度
 監査実施年月日 平成27年9月1日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 心身障害者扶養共済制度に係る年金の給付事務に著しく適正を欠くものがある。</p> <p>「事実」 心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者1名について、平成18年3月支給分の支出額算定の根拠となる一覧表に、本来2口分の金額を記載すべきところ、誤って1口分の金額を記載し、以後、台帳と照合することなく支出を継続していたため、平成17年12月から平成27年7月までの116月分、232万円の年金が未払となっている。</p> <p>「是正・改善等の意見」 心身障害者扶養共済制度に係る年金の給付事務については、台帳に照らし、正確を期すこと。</p>	<p>未払の年金については、平成27年9月4日に支払を行いました。</p> <p>今後は、年金給付の事務処理に当たり、支出額算定の根拠となる一覧表と台帳との照合を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

- 4 監査対象機関 県中建設事務所
 監査対象年度 平成26年度
 監査実施年月日 平成27年8月26日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 自動車燃料購入単価契約の事務手続において、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 あぶくま高原道路管理事務所の上半期の自動車燃料単価契約において、見積書の記載内容の確認を怠り、軽油引取税額を含む見積書と含まない見積書を比較したため、単価の高い見積者を落札者と決定した。</p> <p>「是正・改善等の意見」 自動車燃料購入の単価契約においては、見積書の記載内容を明示するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>平成26年5月に当該事実が判明したことから、速やかに当該契約を終了させ、見積合わせを適正な内容により改めて実施しました。</p> <p>今後、見積書の提出を依頼する際は、軽油の金額の記載方法を仕様書で指定するとともに、「軽油の単価については軽油引取税を含む」旨を明示した見積書の様式を提示することとしました。また、事務の執行に当たっては、複数職員によるチェックを徹底することとし、関係規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>

- 5 監査対象機関 南会津建設事務所
 監査対象年度 平成26年度
 監査実施年月日 平成27年8月24日

指 摘 事 項	措 置 状 況

<p>「指摘事項」 建設業許可手数料の証紙収入において、額の不足しているものがある。</p> <p>「事実」 株式会社甲の更新の建設業許可申請において、一般建設業及び特定建設業の更新の建設業許可申請であることから、各々の許可の区分に係る更新の建設業許可申請手数料（5万円）を収入証紙で納入させるべきところ、一般建設業のみの更新の建設業許可申請であると誤認したため、納付させるべき建設業許可申請手数料の額が不足している。</p> <p>正当納付額 100,000円 既納付額 50,000円 不足額 50,000円</p> <p>「是正・改善等の意見」 建設業許可申請手数料の納付に当たっては、関係規程に基づき、適正に納付させること。</p>	<p>建設業許可手数料の納付不足については、平成27年7月9日に50,000円の収入証紙の納付を受け、関係規程に基づき処理いたしました。</p> <p>今後は、証紙収入について管理職員及び担当職員の理解徹底を図るとともに、新たにチェックシートを作成し、申請書類の確認・審査を徹底することとし、関係規程に基づき、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>
--	--

(監査総務課)

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成26年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年2月12日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 27人第2185号
 平成28年1月19日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県知事 ㊦

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

(別紙)

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容	措置の内容
番号2：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務	本業務には評価指標が設けられていない。そのため、本業務の目的である「日本経済新聞に福島県を特集した記事や広告を掲載し、ビジネスマンや経営者層に対してふくしまの復興の姿を発信して、企業誘致や取引拡大につなげる。」について達成度合いを測ることが困難な状況	依然として根強く残る「風評」と、時間の経過とともに進む「風化」は、本県のあらゆる分野に影響を及ぼしており、本県の復興に向けた大きな課題となっている。 風評払拭と風化防止のためには、新聞やテレビなど様々な媒体を活用し、本県の現状や正確な情報とともに復興に向けて挑戦する姿を、

	にある。業務単体として、評価指標を設けることが困難である場合は、例えば、復興に向けた福島県全体の目標達成のために本業務がどのような役割を果たし、その役割が達成できているのかを事後的に評価し、今後の事業内容の変更や継続の有無を総合的に判断する必要がある。	全国へ発信し続けていくことが必要である。 当該事業は、全国において多くの閲覧者が期待できる中央紙（新聞媒体）を活用して本県の正確な情報や復興への取組等を発信するものであり、全国の方々に本県の現状を理解いただくために非常に重要な役割を担っている。 当該事業について個別の評価指標を設定することは困難であるが、掲載内容については、挑戦する県の姿を前面に打ち出すなど、より分かりやすく、より伝わる発信の工夫を行っているところであり、今後も更に改善を図ってゆく。
番号3：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」制作・掲載業務	「番号2：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」制作・掲載業務」の継続業務であり、指摘事項は、番号2に対するものと同様である。	
番号5：ふくしまからはじめよう。情報発信事業	評価指標を設けていないが、本事業を個別に評価するためには評価指標を設ける必要がある。また、個別の評価指標を設けることが困難である場合でも、復興に向けた福島県全体の目的との関連性を明らかにし、本業務を全体の目的から見た視点で評価する必要がある。	
番号4：ふくしまからはじめよう。ハンサムウーマン発信事業	評価指標を設けていないが、本事業を評価するためには評価指標を設ける必要がある。また、個別の評価指標を設けることが困難である場合でも、復興に向けた福島県全体の目標との関連性を明らかにし、本業務を全体の目的から見た視点で評価する必要がある。	本事業は大河ドラマ「八重の桜」の放映終了に伴い平成25年度で終了している。 大河ドラマにちなんで、福島の女性の活動と福島の魅力を発信することを目的とした事業であり、本県のイメージ回復に向けた発信ができたものである。
番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務	評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。	視聴者に対して「番組を見てから、福島県に対するイメージは変わったか」「福島に行きたいと思ったか」「県産品を購入したいと思ったか」についてアンケート調査を実施し、これらの結果を参考に企画内容の検討等を行っている。
番号7：県外向けテレビ放送事業委託業務	「番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務」の継続業務であり、指摘事項は、番号6に対するものと同様である。	
番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務	当該事業は契約の当事者である福島テレビ（フジテレビを含む。）が、番組制作について株式会社バンエイトに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。 この点、当該事業における契	平成27年度契約では契約書に再委託の条項を設けた。受託者から再委託の申請があったため、内容を検証し承認した。

	<p>約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なう等の危険性がある。再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないように、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。</p> <p>当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。</p>	
<p>番号8：サザエさん情報発信事業委託業務</p>	<p>当該事業は契約の当事者である福島テレビ（フジテレビを含む。）が、アニメーション制作について株式会社エイケンに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。</p> <p>この点、当該事業における契約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なう等の危険性がある。再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないように、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。</p> <p>当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。</p>	<p>当該事業は平成25年度に終了しており、同様の事業を行う場合は、再委託の条項を設けることとした。</p> <p>なお、他の平成27年度のテレビ局への委託業務については適切に処理した。</p>
<p>番号9：「ふくしまからはじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務</p>	<p>当該事業は契約の当事者である福島テレビが、アニメーション企画・監修について有限会社デンヤ・クリエイティブ・ワークスに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。</p> <p>この点、当該事業における契約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理</p>	

	<p>性や効率性を損なう等の危険性がある。</p> <p>再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないよう、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。</p> <p>当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。</p>	
<p>番号9、10、11：「ふくしまからはじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務</p>	<p>評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。</p>	<p>当該事業は平成25年度に終了しており、今後、同様の事業を行う場合は、アンケート調査の活用等を検討していく。</p>
<p>番号14：ふるさとの絆電子回覧板事業</p>	<p>受託者の当初見積りのうち、業務委託費は1,200,000円であった。これに対し、実際の支出額は6,722,876円であり増額した。しかし、県は、当該事業委託費の増加要因を分析していない。加えて、受託者の業務委託費に係る報告では、その支出内容が明らかでなく、検証が困難である。</p> <p>受託者から当該事業委託費の内訳につき詳細な報告を求め、支出額の妥当性を確認する必要がある。</p>	<p>受託事業者から関係書類を徴取し、支出内容を検証するとともに支出額の妥当性を確認した。</p> <p>業務委託費は、電子データ制作サポート・チェック業務、雇用者の教育・指導及び勤怠管理業務に関する内容であるが、事業着手後に県外の役場に配置する雇用者の確保に時間を要し、当該期間の業務を継続するための人件費に係る経費が増加したこと、また、各市町村との調整、電子データ制作サポート・チェック、雇用者の教育及び勤怠管理業務に必要な経費を要したことから、当初の見積額に比べ支出額が増加したものであり、本事業の円滑な進行に必要な経費と判断した。</p>
<p>番号15：ふくしまからはじめよう。キビタン元気発信事業業務</p>	<p>当該事業は、緊急雇用創出基金事業であることから業務終了時に収支決算書の提出を求めているが、収入と支出が同額となっており収支差額が発生していない。しかし、委託業務従事者5人のうち1人が途中で契約解除となり、追加雇用者が2月から採用のため5か月間空白となったことから、人件費相当額が1,882,487円減額となっている。その一方で、物件費相当額が同額の1,882,487円増額となったことから、収支差額が発生しなかつ</p>	<p>委託者から関係書類を徴取し、支出内容及び支出額の妥当性について検査を実施した。</p> <p>賞与は受託業者の就業規則に基づき支払ったものであり、事務所借上料は当初不要と考えていた事務所が、実際業務を実施していく中で必要となり設置したもので、共に適正な支出として判断した。</p> <p>今後も、支出内容及び支出額について、適正に執行管理していく。</p>

	<p>たものである。</p> <p>人件費については、短期間雇用者についても通年雇用者と同額の賞与が支給されていること、当初見積書に想定されていない事務所借上料等が計上されていることから、収支差額が発生しないように支出額を調整した可能性がある等、その収支額の適正性について合理的に考えるならば、疑問を持たざるを得ない事案である。</p> <p>担当部局においては、支出内容の詳細な確認は行っておらず、委託契約金額の範囲内であり、事業の目的のために支出されたことを受託者より入手した収支決算書記載項目のみをもって判断していることに問題が残る。</p> <p>財源である緊急雇用創出基金事業については、他の自治体において不正事案が発生していることから、支出額につき合理的に疑いが持たれると判断される事案については、支出内容について、委託者として詳細に分析し、必要に応じて受託者より関係証拠を徴取する等、その支出内容及び支出額の妥当性を検査するといった措置が必要である。</p>	
<p>番号49：東日本大震災中央子ども支援センター業務委託</p>	<p>当該事業の実施に当たっては、その業務全般について、当初より再委託を予定している。委託契約書第13条（再委託）において、業務を委託する場合は、委託者の承認を得るものとして記載している。当初より再委託を予定している場合は、当該再委託とする条項を契約書に織り込む必要がある。</p> <p>さらに、県が契約先を適任として承認した書面が存在していない。受託者が再委託している相手先に対して、適正な発注方法が取られているかどうか、また再委託の適任性等の検証結果は事後的な検証に備え文書化して証拠として残す必要がある。</p>	<p>当初から再委託を予定している場合は、再委託に関する条項を契約書に設ける。</p> <p>また、受託者が再委託した相手先へ適正に発注したか、また再委託の適任性等を文書として残すこととする。</p>
<p>番号49：東日本大震災中央子ども支援センター業務委託</p>	<p>当該事業は当初より、委託料が概算払となることが予定されている事情がある。それにもかかわらず、契約書においては概算払につき、契約書の第11条（概算払）において、概算払を例外的位置付けとしている。当初よ</p>	<p>当初から概算払を予定している場合は、概算払に関する条項を契約書に設ける。</p> <p>また、概算払の都度、契約内容に適合するか否かについて検証した結果を文書として残すこととする。</p>

	<p>り概算払が予定されている場合は、当該概算払とする条項を盛り込む必要がある。</p> <p>また、契約内容に適合すると認められたときは、委託料の支払とする（第10条第1項）と定めている。しかし、概算払の都度、契約内容に適合するか否かについての県が検証した結果の証跡が見当たらなかった。</p> <p>当該条項を設定した趣旨に基づき、年4回の概算払とした本契約においてはその都度、実績報告又はそれに準じるものを求め、その内容が契約内容に適合するか否かを確認し、証跡として残す必要がある。</p>	
<p>番号51：母子家庭等就業・自立支援センター事業</p>	<p>発議書の決裁日が記入されていない。</p> <p>福島県文書等管理規則第16条に基づき、適正に決裁日日付の記入をすべきである。</p>	<p>平成27年6月に記入漏れのないことを再度確認した。今後は、決裁日の記入漏れがないように注意する。</p>
<p>番号52：ひとり親就業強化事業</p>	<p>当該事業は、その事業内容の一部につき、再委託が行われている。しかし、委託契約に基づく再委託先承認に係る検証の証跡が残されていない。</p> <p>県は、発注者の責任として、再委託先の事業遂行の妥当性及び反社会的勢力でないことを確認する必要がある。その上で、確認の結果を書面により作成・保存し、その証跡を残すべきである。</p>	<p>今後再委託を行う場合は、契約書に再委託の協議に関する条項を設け、書面により委託先から再委託先に関する事業遂行の妥当性及び再委託先が反社会的勢力でないことの確認の結果を徴取し、確認の上承認することとする。</p>
<p>番号57：地域生活定着支援事業委託</p>	<p>当該事業は、当初セーフティネット支援対策として位置付けられていたが、平成25年度中に緊急雇用対策事業としてその位置付けが変更になり、当該雇用対策事業の基金により財源を措置している経緯がある。</p> <p>しかし、県は、当該事業による雇用者の氏名・雇用状況等の情報について把握していない。</p> <p>県は、発注者の責任として、雇用された者の氏名、雇用者数及び雇用期間が確認できる書類等の提出を受託者に求めその実態を把握する必要がある。</p> <p>また、当該事業が緊急雇用対策事業として位置付けられているか否かに関わらず、事業費の内訳の過半が人件費であることから、雇用者の就業状況等、その実態について把握し、措置</p>	<p>平成27年度から雇用者の就業状況等を把握するため、雇用者数等を確認できる書類等の提出を受託者に求めることとし、併せて、仕様書にある資格の有無等を確認できる書類の提出を受託者に求め、その実態を把握することとした。</p>

	<p>を講じる必要がある。この観点からも、雇用者数等が確認できる書類等の提出を受託者に求める等、実態を把握する必要がある。</p> <p>また、仕様書において、職員の配置として社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上配置している。</p> <p>しかし、県は、当該資格の有無等、職員の配置としてその要件充足がなされているか確認を行っていない。前述の雇用者数等の他、資格の有無等が確認できる書類の提出を受託者に求め、その実態を把握すべきである。</p>	
<p>番号71：「ふくしま新発売。」復興プロジェクト</p>	<p>当該事業の契約方法は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の譲渡、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」に該当するため随意契約とし、さらに、「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴し、又は第269条第1項に規定するファイルに記録させることが困難又は不適當であるとき（財務規則施行通達第269条第1項第3号）」に該当するため単独随意契約としている。単独随意契約とする場合は、支出負担行為書上にその具体的な理由を記載することとなっている。</p> <p>本県の支出負担行為書は、具体的な理由を記載する欄がないことから、添付資料である「（伺い）」にその理由が記載されている。具体的な理由の記載において、「ふくしま新発売。」のロゴ及びその他Webデザインについても開発業者である受託者に帰属しているとの記載があるが、これは本来本県に帰属すべきであり、適切ではない。理由を記載している根拠の一文ではあるものの、当該記載を容認することによって、権利関係に不測の事態を及ぼす可能性が内在する。なお、契約書においても著作権の譲渡等に関する</p>	<p>委託業務については、関係課との調整を行いながら、契約事務を実施しているが、著作権の譲渡等に関する理解が不足していたため、条項に不備が生じてしまった。</p> <p>著作権の譲渡等に関しては、平成27年度契約書から条項を整備した。</p>

	<p>項も記載されていないことから、契約書も不備であると言わざるを得ない。</p> <p>このような事態は、平成23年度から開始された事業で平成25年度まで継続しており、平成26年度の事業に係る契約書から改善されているが、過年度において不備を放置していたことに他ならない。</p>	
<p>番号95：日本一の観光地づくり推進事業（おもてなし案内人ガイドブック作成）</p>	<p>委託契約書第3条（権利義務の譲渡等）において、「受託者は、書面による委託者の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されている。当初提案の企画書の中においても、事業のうち、パンフレットの印刷等、制作の技術的な部分は連携事業者として別の印刷会社が実施するものと記載されているが、連携事業者が特定していない以上は、この再委託先の適任性等を県が把握する必要があるとあり、再委託としての手続を踏まえて書面での承認手続を実施すべきである。</p>	<p>制作の技術的な部分の実施・監督は受託事業者が行うものと判断し再委託手続を行わなかったものであるが、専門業者等との連携業務が発生する見込みがある際は再委託の事実を確認するとともに、再委託に該当する場合は適切に再委託手続を行っていく。</p>
<p>番号107：大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（首都圏PRキャラバン・旅行AGT連携事業）</p>	<p>旅行エージェント招へい事業については、受託者が旅行業の資格を持っていないため、別途旅行会社を対象として企画プロポーザルを行っている。これは、委託事業のうち旅行AGT招へい事業を第三者に再委託しているものと同視できる。</p> <p>しかし、委託契約書第3条第2項では、受託者は委託者の承認を得て委託業務の一部を第三者に再委託することができるとなっているが、承認を得た書類は確認できていない。</p> <p>旅行AGT招へい事業の事業実施にあたり、旅行業法に基づく資格が必要な業務が適正に実施できるか否か、県において把握する必要があるとあり、再委託先の適任性等について、県は書面により承認手続が必要である。</p>	

(監 査 総 務 課)